

東京合同運輸株式會社
昭和十一年一月十五日
警視總監 小栗一雅

東京合同運輸株式會社
昭和十一年一月十五日
警視總監 小栗一雅

東京合同運輸株式會社
昭和十一年一月十五日
警視總監 小栗一雅

東京合同運輸株式會社
昭和十一年一月十五日
警視總監 小栗一雅

勞務第五〇號

昭和十一年一月十五日

警視總監 小栗一雅

11.1.18
300

內務大臣 藤 文 次 殿
社 會 局 長 官 殿

東京合同運輸株式會社 小名木川支店 勞働章程
關 係 件
發 生 〓 解 決

要 旨

一 同業手日協会の運送手當制を廢止するに當り、其の代りに、協会の規定に於て、要求の件に於て、本年四月、初めに、
後業員が、本日の會社個々、各々、手當を、
二 協会の規定に於て、運送手當の額を、協会の規定に於て、要求の件に於て、本年四月、初めに、
三 協会の規定に於て、運送手當の額を、協会の規定に於て、要求の件に於て、本年四月、初めに、
四 協会の規定に於て、運送手當の額を、協会の規定に於て、要求の件に於て、本年四月、初めに、

後業員、待遇改善要求、發端、標記會社、勞働章程、議決、解決